

## 発行者情報

### 【表紙】

【公表書類】	発行者情報
【公表日】	2023年12月27日
【発行者の名称】	株式会社働楽ホールディングス (Doraku Holdings Co., Ltd.)
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 西島 富久
【本店の所在の場所】	東京都千代田区内神田二丁目14番10号
【電話番号】	(03)5577-5333 (代表)
【事務連絡者氏名】	取締役管理本部本部長 滝安 美弘
【担当J-Adviserの名称】	フィリップ証券株式会社
【担当J-Adviserの代表者の役職氏名】	代表取締役社長 永堀 真
【担当J-Adviserの本店の所在の場所】	東京都中央区日本橋兜町4番2号
【担当J-Adviserの財務状況が公表されるウェブサイトのアドレス】	<a href="https://www.phillip.co.jp/">https://www.phillip.co.jp/</a>
【電話番号】	(03)3666-2101
【取引所金融商品市場等に関する事項】	東京証券取引所 TOKYO PRO Market なお、振替機関の名称及び住所は下記のとおりです。 名称：株式会社証券保管振替機構 住所：東京都中央区日本橋兜町7番1号
【公表されるホームページのアドレス】	株式会社働楽ホールディングス <a href="https://www.doraku-holdings.co.jp/">https://www.doraku-holdings.co.jp/</a> 株式会社東京証券取引所 <a href="https://www.jpx.co.jp/">https://www.jpx.co.jp/</a>

#### 【投資者に対する注意事項】

1. TOKYO PRO Marketは、特定投資家等を対象とした市場であり、その上場会社は、高い投資リスクを含んでいる場合があります。投資者は、TOKYO PRO Marketの上場会社に適用される上場適格性要件及び適時開示基準並びに市場価格の変動に関するリスクに留意し、自らの責任で投資を行う必要があります。また、投資者は、発行者情報により公表された情報を慎重に検討した上で投資判断を行う必要があります。特に、第一部 第3 4【事業等のリスク】において公表された情報を慎重に検討する必要があります。
2. 発行者情報を公表した発行者のその公表の時における役員（金融商品取引法（以下「法」という）第21条第1項第1号に規定する役員（取締役、会計参与、監査役若しくは執行役又はこれらに準ずる者）をいう）は、発行者情報のうちに重要な事項について虚偽の情報があり、又は公表すべき重要な事項若しくは誤解を生じさせないために必要な重要な事実に関する情報が欠けていたときは、法第27条の34において準用する法第22条の規定に基づき、当該有価証券を取得した者に対し、情報が虚偽であり又は欠けていることにより生じた損害を賠償する責任を負います。ただし、当該有価証券を取得した者がその取得の申込みの際に、情報が虚偽であり、又は欠けていることを知っていたときは、この限りではありません。また、当該役員は、情報が虚偽であり又は欠けていることを知らず、かつ、相当な注意を用いたにもかかわらず知ることができなかつたことを証明したときは、上記賠償責任を負いません。
3. TOKYO PRO Marketにおける取引所規則の枠組みは、基本的な部分において日本の一般的な取引所金融商品市場に適用される取引所規則の枠組みと異なっています。すなわち、TOKYO PRO Marketにおいては、J-Adviserが重要な役割を担います。TOKYO PRO Marketの上場会社は、特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例に従って、各上場会社のために行動するJ-Adviserを選任する必要があります。J-Adviserの役割には、上場適格性要件に関する助言及び指導、並びに上場申請手続のマネジメントが含まれます。これらの点について、投資者は、東京証券取引所のホームページ等に掲げられるTOKYO PRO Marketに係る諸規則に留意する必要があります。
4. 東京証券取引所は、発行者情報の内容（発行者情報に虚偽の情報があるか否か、又は公表すべき事項若しくは誤解を生じさせないために必要な重要な事実に関する情報が欠けているか否かという点を含みますが、これらに限られません）について、何らの表明又は保証等をしておらず、前記賠償責任その他の一切の責任を負いません。

## 第一部 【企業情報】

### 第1 【本国における法制等の概要】

該当事項はありません。

### 第2 【企業の概況】

#### 1 【主要な経営指標等の推移】

連結経営指標等

回次	第10期 (中間)	第11期 (中間)	第12期 (中間)	第10期	第11期
会計期間	自 2021年4月1日 至 2021年9月30日	自 2022年4月1日 至 2022年9月30日	自 2023年4月1日 至 2023年9月30日	自 2021年4月1日 至 2022年3月31日	自 2022年4月1日 至 2023年3月31日
売上高 (千円)	-	1,476,364	1,362,750	2,824,575	3,068,151
経常利益又は経常損失 (△) (千円)	-	51,712	△10,227	135,398	181,740
親会社株主に帰属する 中間(当期)純利益 又は親会社株主に帰属する 中間純損失 (△) (千円)	-	48,642	△946	100,482	145,573
中間包括利益又は包括利益 (千円)	-	49,741	132	101,711	147,586
純資産額 (千円)	-	715,643	808,670	670,851	813,488
総資産額 (千円)	-	1,321,738	1,394,981	1,295,120	1,412,734
1株当たり純資産額 (円)	-	1,295.23	1,460.75	1,215.79	1,471.47
1株当たり配当額 (うち1株当たり中間配当額) (円)	-	- (-)	- (-)	9,000 (-)	9 (-)
1株当たり中間(当期)純利益 又は1株当たり中間純損失 (△) (円)	-	88.44	△1.72	182.70	264.68
潜在株式調整後 1株当たり中間(当期)純利益 (円)	-	-	-	-	-
自己資本比率 (%)	-	53.9	57.6	51.6	57.3
自己資本利益率 (%)	-	7.0	-	16.2	19.7
株価収益率 (倍)	-	-	-	-	-
配当性向 (%)	-	-	-	4.9	3.4
営業活動による キャッシュ・フロー (千円)	-	56,538	△10,149	99,852	243,376
投資活動による キャッシュ・フロー (千円)	-	△18,825	△52,338	△36,898	△91,467
財務活動による キャッシュ・フロー (千円)	-	△30,972	△28,305	△96,378	△56,994
現金及び現金同等物 の中間期末(期末)残高 (千円)	-	455,862	453,243	449,121	544,036
従業員数 (外、平均臨時雇用人員) (名)	-	266 (-)	263 (-)	265 (-)	258 (-)

(注) 1. 第10期は中間連結財務諸表を作成しておりませんので、第10期の中間連結経営指標等については記載しておりません。

2. 第10期、第11期(中間)及び第11期の潜在株式調整後1株当たり中間(当期)純利益については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

3. 第12期(中間)の潜在株式調整後1株当たり中間純利益については、1株当たり中間純損失であり、また、潜在株式が存在しないため記載しておりません。
4. 2022年6月24日付で普通株式1株につき、1,000株の株式分割を行いました。第10期の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり純資産額、1株当たり中間(当期)純利益を算定しております。
5. 2022年6月24日付で普通株式1株につき1,000株の株式分割を行いました。第10期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して1株当たり配当額を算定した場合、第10期は9円となります。
6. 第12期(中間)における自己資本利益率については、親会社株主に帰属する中間純損失を計上しているため記載しておりません。
7. 第10期、第11期(中間)及び第11期の株価収益率については、当社株式が非上場であったため記載しておりません。
8. 第12期(中間)の株価収益率については、1株当たり中間純損失を計上しているため記載しておりません。

## 2 【事業の内容】

当中間連結会計期間において、当社グループ（当社及びその関係会社）が営む事業について重要な変更はありません。

## 3 【関係会社の状況】

当中間連結会計期間において、重要な関係会社の異動はありません。

## 4 【従業員の状況】

### (1) 連結会社の状況

2023年9月30日現在

業務名称	従業員数（人）
ITシステム開発業務	227
ヘルスケア支援システム業務	10
全社（共通）（注）2	26
合計	263

（注） 1. 当社グループは単一セグメントであるため、業務部門別の従業員数を記載しております。

2. 全社（共通）は、総務及び経理等の管理部門の従業員であります。

### (2) 発行者の状況

2023年9月30日現在

従業員数（人）	平均年齢（歳）	平均勤続年数（年）
26	46	7.2

（注） 1. 当社は、当社グループの管理業務のみを行う単一事業であるため、セグメント別の記載は省略しております。

### (3) 労働組合の状況

当社グループにおいて労働組合は結成されておりませんが、労使関係は円満に推移しております。

### 第3 【事業の状況】

#### 1 【業績等の概要】

##### (1) 業績

当中間連結会計期間における我が国の経済は、新型コロナウイルスの感染法上における位置づけが「5類感染症」へ移行されたことに伴い、個人消費やインバウンド需要の回復、企業の設備投資の増加など経済活動の正常化が進み、国内景気は穏やかな回復基調となりました。一方で、ウクライナ情勢の長期化や世界的な金融引締めに伴う景気の下振れ懸念、円安の進行を背景とした資源及び原材料価格の高騰等の影響により、景気の先行きは依然として不透明な状況が続いております。

このような状況の中で、当社グループが属するシステム開発事業分野については、テレワークなどの働き方改革やDX（デジタルトランスフォーメーション）化が更に進展することによる需要の高まりにより、こうした新しい事業に対応した企業は好業績を上げています。コロナ禍の影響で延伸や中断となっていたIT投資プロジェクトも再開し、ITサービス事業者の受注状況は回復しつつあり、国内ITサービス市場はプラス成長に回帰するとの市場予測が発表されています。

当社グループはシステム開発事業について、既存顧客との取引拡大に加え、新規顧客の開拓、新規ソリューション（企業経営管理ソリューション）の拡大を推進してまいりました。現在の主力業務である既存顧客との取引が堅調に推移するとともに、DX化やシステム開発の大型案件を受注しております。一部大規模案件の完成が延期となりましたが、当連結会計年度（2024年3月期）内に完成予定のため、当連結会計年度の連結業績予想に対して順調に推移しております。

これらの結果、当中間連結会計期間における売上高は1,362,750千円（前年同期比7.7%減少）、営業損失は7,040千円（前年同期は51,788千円の営業利益）、経常損失は10,227千円（前年同期は51,712千円の経常利益）、親会社株主に帰属する中間純損失は946千円（前年同期は48,642千円の親会社株主に帰属する中間純利益）となりました。

なお、当社グループの事業セグメントは、システム開発事業のみの単一セグメントであるため、セグメント別の記載は省略しております。

##### (2) キャッシュ・フローの状況

当中間連結会計期間末における現金及び現金同等物（以下「資金」という。）は、453,243千円（前年同期は455,862千円）となりました。各キャッシュ・フローの状況とそれらの要因は次のとおりであります。

###### （営業活動によるキャッシュ・フロー）

営業活動の結果、使用した資金は10,149千円（前年同期は56,538千円の獲得）となりました。これは主に、税金等調整前中間純損失の計上14,610千円、棚卸資産の増加額104,795千円、売上債権の減少額71,126千円、減価償却費の計上34,680千円によるものです。

###### （投資活動によるキャッシュ・フロー）

投資活動の結果、使用した資金は52,338千円（前年同期は18,825千円の使用）となりました。これは主として、無形固定資産の取得による支出55,059千円によるものです。

###### （財務活動によるキャッシュ・フロー）

財務活動の結果、使用した資金は28,305千円（前年同期は30,972千円の使用）となりました。これは主に、長期借入金の返済による支出23,355千円によるものです。

## 2 【生産、受注及び販売の状況】

### (1) 生産実績

該当事項はありません。

### (2) 受注状況

当中間連結会計期間の受注実績を示すと、次のとおりです。

業務名称	当中間連結会計期間 (自 2023年4月1日 至 2023年9月30日)	前年同期比 (%)
ITシステム開発業務 (千円)	1,316,993	84.1
ヘルスケア支援システム業務 (千円)	107,436	116.5
合計 (千円)	1,424,429	85.9

(注) 1. 当社グループは単一セグメントであるため業務部門別の受注実績を記載しております。

### (3) 販売実績

当中間連結会計期間の販売実績を示すと、次のとおりです。

業務名称	当中間連結会計期間 (自 2023年4月1日 至 2023年9月30日)	前年同期比 (%)
ITシステム開発業務 (千円)	1,255,314	90.7
ヘルスケア支援システム業務 (千円)	107,436	116.5
合計 (千円)	1,362,750	92.3

(注) 1. 当社グループは単一セグメントであるため業務部門別の販売実績を記載しております。

2. 最近2中間連結会計期間の主な相手先別の販売実績及び当該販売実績の総販売実績に対する割合は次のとおりであります。

相手先	前中間連結会計期間 (自 2022年4月1日 至 2022年9月30日)		当中間連結会計期間 (自 2023年4月1日 至 2023年9月30日)	
	金額 (千円)	割合 (%)	金額 (千円)	割合 (%)
株式会社日立製作所	269,132	18.2	297,956	21.9
株式会社日立システムズ	239,191	16.2	253,902	18.6
エヌ・ティ・ティ・コムウェア株式会社	164,246	11.1	144,540	10.6

## 3 【対処すべき課題】

当中間連結会計期間において、当社が対処すべき課題について、重要な変更はありません。

## 4 【事業等のリスク】

当中間連結会計期間において、当発行者情報に記載した事業の状況、経理の状況等に関する事項のうち、投資者の判断に重要な影響を及ぼす可能性のある新たな事業等のリスクはありません。当社株式の株式会社東京証券取引所が運営を行っております証券市場TOKYO PRO Marketの上場維持の前提となる契約に関し、以下に記載しております。

なお、本文の将来に関する事項は当中間連結会計期間の末日時点において当社グループが判断したものです。

### J-Adviserとの契約について

当社では、フィリップ証券株式会社を担当J-Adviserに指定することについての取締役会決議に基づき、2020年11月9日にフィリップ証券株式会社の間で、担当J-Adviser契約（以下「当該契約」といいます。）を締結しております。当該契約は、TOKYO PRO Marketにおける当社株式の上場維持の前提となる契約であり、当該契約を解除し、かつ、他の担当J-Adviserを確保できない場合、当社株式はTOKYO PRO Marketから上場廃止となります。当該契約における契約解除に関する条項及び契約解除に係る事前催告に関する事項は以下のとおりです。

なお、本発行者情報の開示日現在において、当該契約の解除条項に該当する事象は生じておりません。

### <J-Adviser契約解除に関する条項>

当社（以下「甲」という。）が次のいずれかに該当する場合には、フィリップ証券株式会社（以下「乙」という。）はJ-Adviser契約（以下「本契約」という。）を即日無催告解除することができる。

#### ①債務超過

甲がその事業年度の末日に債務超過の状態である場合において、1年以内に債務超過の状態から脱却しえなかったとき、すなわち債務超過の状態となった事業年度の末日の翌日から起算して1年を経過する日（当該1年を経過する日が甲の事業年度の末日に当たらないときは、当該1年を経過する日の後最初に到来する事業年度の末日）までの期間（以下この項において「猶予期間」という。）において債務超過の状態から脱却しえなかった場合。但し、甲が法律の規定に基づく再生手続若しくは更生手続又は私的整理に関するガイドライン研究会による「私的整理に関するガイドライン」に基づく整理を行うことにより、当該1年を経過した日から起算して1年以内に債務超過の状態から脱却することを計画している場合（乙が適当と認める場合に限る。）には、2年以内（審査対象事業年度の末日の翌日から起算して2年を経過する日（猶予期間の最終日の翌日から起算して1年を経過する日が甲の事業年度の末日に当たらないときは、当該1年を経過する日後最初に到来する事業年度の末日）までの期間内）に債務超過の状態から脱却しえなかったとき。

なお、乙が適当と認める場合に適合するかどうかの審査は、猶予期間の最終日の属する連結会計年度（甲が連結財務諸表を作成すべき会社でない場合には事業年度）に係る決算の内容を開示するまでの間において、再建計画（本号但し書に定める1年以内に債務超過の状態でなくなるための計画を含む。）を公表している甲を対象とし、甲が提出する当該再建計画並びに次のa及び、bに定める書類に基づき行う。

a 次の(a)又は(b)の場合の区分に従い、当該(a)又は(b)に規定する書面

(a) 法律の規定に基づく再生手続又は更生手続を行う場合

当該再建計画が、再生計画又は更生計画として裁判所の認可を得ているものであることを証する書面

(b) 私的整理に関するガイドライン研究会による「私的整理に関するガイドライン」に基づく整理を行う場合

当該再建計画が、当該ガイドラインにしたがって成立したものであることについて債権者が記載した書面

b 本号但し書に定める1年以内に債務超過の状態でなくなるための計画の前提となった重要な事項等が公認会計士等により検討されたものであることについて当該公認会計士等が記載した書面

#### ②銀行取引の停止

甲が発行した手形等が不渡りとなり銀行取引が停止された場合又は停止されることが確実となった旨の報告を書面で受けた場合

#### ③破産手続、再生手続又は更生手続

甲が法律の規定に基づく会社の破産手続、再生手続若しくは更生手続を必要とするに至った場合（甲が、法律に規定する破産手続、再生手続又は更生手続の原因があることにより、破産手続、再生手続又は更生手続を必要と判断した場合）又はこれに準ずる状態になった場合。なお、これに準ずる状態になった場合とは、次のaからcまでに掲げる場合その他甲が法律の規定に基づく会社の破産手続、再生手続又は更生手続を必要とするに至っ



た場合に準ずる状態になったと乙が認めた場合をいうものとし、当該 a から c までに掲げる場合には当該 a から c までに定める日に本号前段に該当するものとして取り扱う。

a 甲が債務超過又は支払不能に陥り又は陥るおそれがあるときなどで再建を目的としない法律に基づかない整理を行う場合

甲から当該整理を行うことについての書面による報告を受けた日

b 甲が、債務超過又は支払不能に陥り又は陥るおそれがあることなどにより事業活動の継続について困難である旨又は断念する旨を取締役会等において決議又は決定した場合であって、事業の全部若しくは大部分の譲渡又は解散について株主総会又は普通出資者総会に付議することを取締役会の決議を行った場合、甲から当該事業の譲渡又は解散に関する取締役会の決議についての書面による報告を受けた日（事業の大部分の譲渡の場合には、当該事業の譲渡が事業の大部分の譲渡であると乙が認めた日）

c 甲が、財政状態の改善のために、債権者による債務の免除又は第三者による債務の引受若しくは弁済に関する合意を当該債権者又は第三者と行った場合（当該債務の免除の額又は債務の引受若しくは弁済の額が直前事業年度の末日における債務の総額の100分の10に相当する額以上である場合に限る。）

甲から当該合意を行ったことについての書面による報告を受けた日

④前号に該当することとなった場合においても、以下に定める再建計画の開示を行った場合には、原則として本契約の解除は行わないものとする。

再建計画とは次の a ないし c の全てに該当するものをいう。

a 次の(a)又は(b)に定める場合に従い、当該(a)又は(b)に定める事項に該当すること。

(a) 甲が法律の規定に基づく再生手続又は更生手続を必要とするに至った場合

当該再建計画が、再生計画又は更生計画として裁判所の認可を得られる見込みがあるものであること。

(b) 甲が前号 c に規定する合意を行った場合

当該再建計画が、前号 c に規定する債権者又は第三者の合意を得ているものであること。

b 当該再建計画に次の(a)及び(b)に掲げる事項が記載されていること。

(a) 当該上場有価証券の全部を消却するものでないこと。

(b) 前 a の(a)に規定する見込みがある旨及びその理由又は同(b)に規定する合意がなされていること及びそれを証する内容

c 当該再建計画に上場廃止の原因となる事項が記載されているなど公益又は投資者保護の観点から適当でないと認められるものでないこと。

#### ⑤事業活動の停止

甲が事業活動を停止した場合（甲及びその連結子会社の事業活動が停止されたと乙が認めた場合をいう。）又はこれに準ずる状態になった場合

なお、これに準ずる状態になった場合とは、次の a から c までに掲げる場合その他甲が事業活動を停止した場合に準ずる状態になった場合と乙が認めた場合をいうものとし、当該 a から c までに掲げる場合には当該 a から c までに掲げる日に同号に該当するものとして取り扱う。

a 甲が、合併により解散する場合のうち、合併に際して甲の株主に対してその株券等に代わる財産の全部又は一部として次の(a)又は(b)に該当する株券等を交付する場合は、原則として、合併がその効力を生ずる日の3日前（休業日を除外する。）の日

(a) TOKYO PRO Marketの上場株券等

(b) 上場株券等が、その発行者である甲の合併による解散により上場廃止となる場合 当該合併に係る新設会社若しくは存続会社又は存続会社の親会社（当該会社が発行者である株券等を当該合併に際して交付する場合に限る。）が上場申請を行い、速やかに上場される見込みのある株券等

b 甲が、前 a に規定する合併以外の合併により解散する場合は、甲から当該合併に関する株主総会（普通出資者総会を含む。）の決議についての書面による報告を受けた日（当該合併について株主総会の決議による承認を要しない場合には、取締役会の決議（委員会設置会社にあつては、執行役の決定を含む。）についての書面による報告を受けた日）

c 甲が、前 a 及び前 b に規定する事由以外の事由により解散する場合（③ b の規定の適用を受ける場合を除く。）は、甲から当該解散の原因となる事由が発生した旨の書面による報告を受けた日

⑥不適当な合併等

甲が非上場会社の吸収合併又はこれに類する行為（i 非上場会社を完全子会社とする株式交換、ii 非上場会社を子会社化する株式交付、iii 会社分割による非上場会社からの事業の承継、iv 非上場会社からの事業の譲受け、v 会社分割による他の者への事業の承継、vi 他の者への事業の譲渡、vii 非上場会社との業務上の提携、viii 第三者割当による株式若しくは優先出資の割当て、ix その他非上場会社の吸収合併又はこれら i から viii までと同等の効果をもたらすと認められる行為）を行った場合、甲が実質的な存続会社でない乙が認めた場合

⑦支配株主との取引の健全性の毀損

第三者割当により支配株主が異動した場合（当該割当により支配株主が異動した場合及び当該割当により交付された募集株式等の転換又は行使により支配株主が異動する見込みがある場合）において、支配株主との取引に関する健全性が著しく毀損されていると乙が認めるとき。

⑧有価証券報告書又は半期報告書ならびに発行者情報等の提出遅延

甲が提出の義務を有する有価証券報告書又は半期報告書ならびに発行者情報等につき、法令及び上場規程等に定める期間内に提出しなかった場合、乙がその遅延理由が適切でないと判断した場合

⑨虚偽記載又は不適正意見等

次の a 又は b に該当する場合

a 甲が開示書類等に虚偽記載を行い、かつ、その影響が重大であると乙が認める場合

b 甲の財務諸表等に添付される監査報告書等において、公認会計士等によって監査意見については「不適正意見」又は「意見の表明をしない」旨（天災地変等、甲の責めに帰すべからざる事由によるものである場合を除く。）が記載され、かつ、その影響が重大であると乙が認める場合

⑩法令違反及び上場規程違反等

甲が重大な法令違反又は上場規程に関する重大な違反を行った場合

⑪株式事務代行機関への委託

甲が株式事務を株式会社東京証券取引所の承認する株式事務代行機関に委託しないこととなった場合又は委託しないこととなることが確実となった場合

⑫株式の譲渡制限

甲が当該銘柄に係る株式の譲渡につき制限を行うこととした場合

⑬完全子会社化

甲が株式交換又は株式移転により他の会社の完全子会社となる場合

⑭指定振替機関における取り扱い

甲が指定振替機関の振替業における取り扱いの対象とならないこととなった場合

⑮株主の権利の不当な制限

株主の権利内容及びその行使が不当に制限されているとして、甲が次の a から g までのいずれかに掲げる行為を行っている乙が認めた場合でかつ株主及び投資者の利益を侵害するおそれ大きいと乙が認める場合、その他株主の権利内容及びその行使が不当に制限されていると乙が認めた場合

a 買収者以外の株主であることを行使又は割当ての条件とする新株予約権を株主割当て等の形で発行する買収防衛策（以下「ライツプラン」という。）のうち、行使価額が株式の時価より著しく低い新株予約権を導入時点の株主等に対し割り当てておくものの導入（実質的に買収防衛策の発動の時点の株主に割り当てるために、導入時点において暫定的に特定の者に割り当てておく場合を除く。）

b ライツプランのうち、株主総会で取締役の過半数の交代が決議された場合においても、なお廃止又は不発動とすることができないものの導入

c 拒否権付種類株式のうち、取締役の過半数の選解任その他の重要な事項について種類株主総会の決議を要する旨の定めがなされたものの発行に係る決議又は決定（持株会社である甲の主要な事業を行っている子会社が拒否権付種類株式又は取締役選任権付種類株式を甲以外の者を割当先として発行する場合において、当該種類株式の発行が甲に対する買収の実現を困難にする方策であると乙が認めるときは、甲が重要な事項について種類株主総会の決議を要する旨の定めがなされた拒否権付種類株式を発行するものとして取り扱う。）

d 上場株券等について、株主総会において議決権を行使することができる事項のうち取締役の過半数の選解任その他の重要な事項について制限のある種類の株式への変更に係る決議又は決定

e 上場株券等より議決権の多い株式（取締役の選解任その他の重要な事項について株主総会において一個の議

決権を行使することができる数の株式に係る剰余金の配当請求権その他の経済的利益を受ける権利の価額等が上場株券等より低い株式をいう。)の発行に係る決議又は決定

- f 議決権の比率が300%を超える第三者割当に係る決議又は決定。ただし、株主及び投資者の利益を侵害するおそれが少ないと乙が認める場合は、この限りでない。
- g 株主総会における議決権を失う株主が生じることとなる株式併合その他同等の効果をもたらす行為に係る決議又は決定

⑩全部取得

甲が当該銘柄に係る株式の全部を取得する場合

⑪株式売渡請求による取得

特別支配株主が甲の当該銘柄に係る株式の全部を取得する場合

⑫株式併合

甲が特定の者以外の株主の所有するすべての株式を1株に満たない端数となる割合で株式併合を行う場合

⑬反社会的勢力の関与

甲が反社会的勢力の関与を受けている事実が判明した場合において、その実態がTOKYO PRO Marketに対する株主及び投資者の信頼を著しく毀損したと乙が認めるとき。

⑭その他

前各号のほか、公益又は投資者保護のため、乙もしくは株式会社東京証券取引所が当該銘柄の上場廃止を適当と認めた場合

<J-Adviser契約解除に係る事前催告に関する事項>

1. いずれかの当事者が、本契約に基づく義務の履行を怠り、又は、その他本契約違反を犯した場合、相手方は、相当の期間（特段の事情のない限り1ヶ月とする。）を定めてその違反の是正又は義務の履行を書面で催告し、その催告期間内にその違反の是正又は義務の履行がなされなかったときは本契約を解除することができる。
2. 前項の定めにかかわらず、甲及び乙は、合意により本契約期間中いつでも本契約を解除することができる。また、いずれかの当事者から相手方に対し、1ヶ月前に書面で通知することにより本契約を解除することができる。
3. 契約解除する場合、特段の事情のない限り乙は、あらかじめ本契約を解除する旨を株式会社東京証券取引所に通知しなければならない。

5 【経営上の重要な契約等】

該当事項はありません。

6 【研究開発活動】

該当事項はありません。

## 第4 【設備の状況】

### 1 【主要な設備の状況】

当中間連結会計期間において、主要な設備の異動はありません。

### 2 【設備の新設、除却等の計画】

(1) 重要な設備の新設等

該当事項はありません。

(2) 重要な設備の除却等

該当事項はありません。

## 第5 【発行者の状況】

### 1 【株式等の状況】

#### (1) 【株式の総数等】

記名・無記名の別、額面・無額面の別及び種類	発行可能株式総数(株)	未発行株式数(株)	中間連結会計年度末現在発行数(株) (2023年9月30日)	公表日現在発行数(株) (2023年12月27日)	上場金融商品取引所名又は登録認可金融商品取引業協会名	内容
普通株式	2,200,000	1,650,000	550,000	550,000	東京証券取引所 (TOKYO PRO Market)	権利内容に何ら限定のない、当社における標準となる株式であり、単元株式数は100株であります。
計	2,200,000	1,650,000	550,000	550,000	-	-

#### (2) 【新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

#### (3) 【MSCB等の行使状況等】

該当事項はありません。

#### (4) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

#### (5) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式総数増減数(株)	発行済株式総数残高(株)	資本金増減額(千円)	資本金残高(千円)	資本準備金増減額(千円)	資本準備金残高(千円)
2023年4月1日～ 2023年9月30日	-	550,000	-	42,500	-	-

#### (6) 【大株主の状況】

2023年9月30日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数(株)	株式総数に対する所有株式数の割合(%)
西島 富久	東京都千代田区	279,900	50.89
東京中小企業投資育成株式会社	東京都渋谷区渋谷3丁目29-22	150,000	27.27
西島 美和子	東京都千代田区	120,000	21.82
吉峯 裕毅	東京都千代田区	100	0.02
計	-	550,000	100.00

(注) 株式総数に対する所有株式数の割合は、小数点以下第3位を四捨五入しております。

(7) 【議決権の状況】

① 【発行済株式】

2023年9月30日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	-	-	-
議決権制限株式（自己株式等）	-	-	-
議決権制限株式（その他）	-	-	-
完全議決権株式（自己株式等）	-	-	-
完全議決権株式（その他）	普通株式 550,000	5,500	権利内容に何ら限定のない、当社における標準となる株式であり、単元株式数は100株であります。
単元未満株式	-	-	-
発行済株式総数	550,000	-	-
総株主の議決権	-	5,500	-

② 【自己株式等】

該当事項はありません。

## 2 【株価の推移】

(1) 【過去3年間の事業年度別最高・最低株価】

回次	第9期	第10期	第11期
決算年月	2021年3月	2022年3月	2023年3月
最高(円)	-	-	-
最低(円)	-	-	-

(注) 1. 最高・最低株価は、東京証券取引所TOKYO PRO Marketにおけるものであります。

2. 当社株式は、2023年4月28日から東京証券取引所TOKYO PRO Marketに上場しております。それ以前については、該当事項はありません。

(2) 【最近6月間の月別最高・最低株価】

月別	2023年4月	2023年5月	2023年6月	2023年7月	2023年8月	2023年9月
最高(円)	1,700	-	-	-	-	-
最低(円)	1,700	-	-	-	-	-

(注) 1. 最高・最低株価は、東京証券取引所TOKYO PRO Marketにおけるものであります。

2. 2023年5月から2023年9月は売買実績がないため、記載しておりません。

## 3 【役員状況】

2023年6月28日付の発行者情報公表日以後、本中間発行者情報公表日までにおいて、役員の変動はありません。

## 第6 【経理の状況】

### 1 中間連結財務諸表の作成方法について

- (1) 当社の中間連結財務諸表は、「中間連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成11年大蔵省令第24号）に基づいて作成しております。
- (2) 当社の中間連結財務諸表は、株式会社東京証券取引所の「特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例の施行規則」第116条第3項で認められた会計基準のうち、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しております。

### 2 監査証明について

当社は、株式会社東京証券取引所の「特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例」第128条第3項の規定に基づき、当中間連結会計期間（2023年4月1日から2023年9月30日まで）の中間連結財務諸表について、Mooreみらい監査法人による中間監査を受けております。

【中間連結財務諸表等】

(1) 【中間連結財務諸表】

① 【中間連結貸借対照表】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (2023年3月31日)	当中間連結会計期間 (2023年9月30日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	544,036	453,243
売掛金	394,006	322,879
仕掛品	42,292	140,892
前払費用	3,524	3,316
その他	45,095	63,227
流動資産合計	1,028,955	983,559
固定資産		
有形固定資産		
建物（純額）	37,840	36,983
工具、器具及び備品（純額）	20,796	17,927
有形固定資産合計	※1 58,637	※1 54,911
無形固定資産		
ソフトウェア	161,660	160,053
ソフトウェア仮勘定	-	27,270
無形固定資産合計	161,660	187,323
投資その他の資産		
投資有価証券	10,500	-
繰延税金資産	48,694	63,915
関係会社株式	21,032	21,032
その他	84,389	84,237
貸倒引当金	△1,135	-
投資その他の資産合計	163,480	169,185
固定資産合計	383,778	411,421
資産合計	1,412,734	1,394,981



(単位：千円)

	前連結会計年度 (2023年3月31日)	当中間連結会計期間 (2023年9月30日)
負債の部		
流動負債		
買掛金	132,313	138,546
1年内返済予定の長期借入金	※2 49,377	※2 47,487
未払金	112,814	122,768
未払費用	23,973	26,981
未払法人税等	20,352	477
未払消費税等	29,164	12,593
賞与引当金	138,692	128,021
その他	42,173	80,420
流動負債合計	548,861	557,296
固定負債		
長期借入金	※2 21,465	※2 -
資産除去債務	28,920	29,013
固定負債合計	50,385	29,013
負債合計	599,246	586,310
純資産の部		
株主資本		
資本金	42,500	42,500
利益剰余金	766,807	760,910
株主資本合計	809,307	803,410
非支配株主持分	4,181	5,259
純資産合計	813,488	808,670
負債純資産合計	1,412,734	1,394,981

② 【中間連結損益計算書及び中間連結包括利益計算書】

【中間連結損益計算書】

(単位：千円)

	前中間連結会計期間 (自 2022年4月1日 至 2022年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 2023年4月1日 至 2023年9月30日)
売上高	※1 1,476,364	※1 1,362,750
売上原価	1,023,134	899,242
売上総利益	453,229	463,507
販売費及び一般管理費	※2 401,440	※2 470,547
営業利益又は営業損失(△)	※1 51,788	※1 △7,040
営業外収益		
受取利息	2	2
受取配当金	-	307
助成金収入	757	682
受取保険金	3,000	-
その他	1,379	987
営業外収益合計	5,139	1,979
営業外費用		
支払利息	250	122
為替差損	4,912	5,044
その他	52	-
営業外費用合計	5,215	5,166
経常利益又は経常損失(△)	51,712	△10,227
特別損失		
投資有価証券売却損	-	4,383
特別損失合計	-	4,383
税金等調整前中間純利益 又は税金等調整前中間純損失(△)	51,712	△14,610
法人税、住民税及び事業税	1,341	477
法人税等調整額	629	△15,221
法人税等合計	1,970	△14,743
中間純利益	49,741	132
非支配株主に帰属する中間純利益	1,099	1,078
親会社株主に帰属する中間純利益 又は親会社株主に帰属する中間純損失(△)	48,642	△946

【中間連結包括利益計算書】

(単位：千円)

	前中間連結会計期間 (自 2022年4月1日 至 2022年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 2023年4月1日 至 2023年9月30日)
中間純利益	49,741	132
中間包括利益	49,741	132
(内訳)		
親会社株主に係る中間包括利益	48,642	△946
非支配株主に係る中間包括利益	1,099	1,078

③ 【中間連結株主資本等変動計算書】

前中間連結会計期間(自 2022年4月1日 至 2022年9月30日)

(単位：千円)

	株主資本			非支配株主 持分	純資産 合計
	資本金	利益剰余金	株主資本合計		
当期首残高	42,500	626,183	668,683	2,168	670,851
当中間期変動額					
剰余金の配当		△4,950	△4,950		△4,950
親会社株主に帰属する 中間純利益		48,642	48,642		48,642
株主資本以外の項目の 当中間期変動額(純額)				1,099	1,099
当中間期変動額合計	-	43,692	43,692	1,099	44,791
当中間期末残高	42,500	669,875	712,375	3,267	715,643

当中間連結会計期間(自 2023年4月1日 至 2023年9月30日)

(単位：千円)

	株主資本			非支配株主 持分	純資産 合計
	資本金	利益剰余金	株主資本合計		
当期首残高	42,500	766,807	809,307	4,181	813,488
当中間期変動額					
剰余金の配当		△4,950	△4,950		△4,950
親会社株主に帰属する 中間純損失(△)		△946	△946		△946
株主資本以外の項目の 当中間期変動額(純額)				1,078	1,078
当中間期変動額合計	-	△5,896	△5,896	1,078	△4,817
当中間期末残高	42,500	760,910	803,410	5,259	808,670

## ④ 【中間連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

	前中間連結会計期間 (自 2022年4月1日 至 2022年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 2023年4月1日 至 2023年9月30日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前中間純利益又は税金等調整前中間純損失 (△)	51,712	△14,610
減価償却費	30,494	34,680
貸倒引当金の増減額 (△は減少)	-	△1,135
賞与引当金の増減額 (△は減少)	5,107	△10,671
受取利息及び受取配当金	△2	△309
投資有価証券売却損益 (△は益)	-	4,383
支払利息	250	122
売上債権の増減額 (△は増加)	45,029	71,126
棚卸資産の増減額 (△は増加)	△60,221	△104,795
仕入債務の増減額 (△は減少)	8,156	6,232
未払消費税等の増減額 (△は減少)	△13,142	△16,570
その他	△11,426	41,625
小計	55,957	10,078
利息及び配当金の受取額	2	309
利息の支払額	△250	△122
法人税等の支払額	△19,611	△30,635
法人税等の還付額	20,440	10,220
営業活動によるキャッシュ・フロー	56,538	△10,149
投資活動によるキャッシュ・フロー		
有形固定資産の取得による支出	△505	△1,558
無形固定資産の取得による支出	△17,929	△55,059
投資有価証券の売却による収入	-	6,117
保険積立による支出	△389	△389
長期前払費用の取得による支出	-	△1,447
投資活動によるキャッシュ・フロー	△18,825	△52,338
財務活動によるキャッシュ・フロー		
長期借入金の返済による支出	△26,022	△23,355
配当金の支払額	△4,950	△4,950
財務活動によるキャッシュ・フロー	△30,972	△28,305
現金及び現金同等物の増減額 (△は減少)	6,741	△90,793
現金及び現金同等物の期首残高	449,121	544,036
現金及び現金同等物の中間期末残高	※1 455,862	※1 453,243

## 【注記事項】

(中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項)

### 1 連結の範囲に関する事項

#### (1) 連結子会社の数 2 社

連結子会社の名称

株式会社 I T 働楽研究所

いきいきメディケアサポート株式会社

#### (2) 非連結子会社の名称等

MyanmarDRK Co., Ltd.

(連結の範囲から除いた理由)

非連結子会社 MyanmarDRK Co., Ltd. は小規模会社であり、総資産、売上高、中間純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等は、いずれも中間連結財務諸表に重要な影響を及ぼしていないためであります。

### 2 持分法の適用に関する事項

持分法を適用しない非連結子会社

MyanmarDRK Co., Ltd.

(持分法を適用しない理由)

持分法を適用していない会社は、中間純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等からみて、持分法の対象から除いても中間連結財務諸表に及ぼす影響が軽微であり、かつ、全体としても重要性がないため、持分法の適用範囲から除外しております。

### 3 連結子会社の中間決算日等に関する事項

連結子会社の中間決算日は、中間連結決算日と一致しております。

### 4 会計方針に関する事項

#### (1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

##### ① 有価証券

その他有価証券

市場価格のない株式等

主として移動平均法による原価法

##### ② 棚卸資産

仕掛品

個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）

#### (2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

##### ① 有形固定資産（リース資産を除く）

当社及び連結子会社は定率法を採用しております。ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備は除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりです。

建物 15～50年

工具、器具及び備品 5～10年

##### ② 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用しております。

(3) 重要な引当金の計上基準

① 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

② 賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき当中間連結会計期間に見合う額を計上しております。

(4) 重要な収益及び費用の計上基準

顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりであります。

① ITシステム開発業務

ソフト請負開発、顧客先常駐によるSESサービスについては、顧客が検収した時点で収益を認識しております。

② ヘルスケア支援システム業務

訪問看護支援サービス収入については、顧客の月次売上高通知書受領で収益を認識しております。

(5) 中間連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

手許現金、要求払預金及び取得日から3ヶ月以内に満期日の到来する流動性の高い、容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なりリスクしか負わない短期投資からなっております。

(中間連結貸借対照表関係)

※1 有形固定資産の減価償却累計額

	前連結会計年度 (2023年3月31日)	当中間連結会計期間 (2023年9月30日)
有形固定資産の減価償却累計額	52,091千円	57,375千円

※2 当グループ子会社の株式会社IT働楽研究所において、銀行1行との間にて当座貸越契約を締結しております。中間連結会計期間末における当座貸越契約に係る借入未実行残高は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (2023年3月31日)	当中間連結会計期間 (2023年9月30日)
当座貸越限度額	100,000千円	100,000千円
借入実行残高	-千円	-千円
差引額	100,000千円	100,000千円

(中間連結損益計算書関係)

※1 季節変動について

当社グループの売上高及び営業利益は、第3四半期から第4四半期（10月から翌年3月）に偏重する傾向があります。これは3月決算である顧客の予算執行サイクルに依るものであります。

※2 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。

	前中間連結会計期間 (自 2022年4月1日 至 2022年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 2023年4月1日 至 2023年9月30日)
給料及び手当	161,099千円	176,629千円
貸倒引当金繰入額	-千円	△1,135千円
賞与引当金繰入額	19,177千円	25,152千円

(中間連結株主資本等変動計算書関係)

前中間連結会計期間(自 2022年4月1日 至 2022年9月30日)

1 発行済株式の種類及び総数に関する事項

	当連結会計年度 期首株式数(株)	当中間連結会計期間 増加株式数(株)	当中間連結会計期間 減少株式数(株)	当中間連結会計期間末 株式数(株)
普通株式	400	549,600	—	550,000
A種優先株式	100	—	100	—
B種優先株式	50	—	50	—
合計	550	549,600	150	550,000

(変動事由の概要)

普通株式の増加数の内訳は、次のとおりであります。

2022年6月6日開催の取締役会決議に基づき、A種優先株式及びB種優先株式を、普通株式に引き換えたことによる増加	150株
2022年6月6日開催の取締役会決議に基づき、2022年6月24日付で普通株式1株につき1,000株の割合で株式分割したことによる増加	549,450株

A種優先株式の減少数の内訳は、次のとおりであります。

2022年6月6日開催の取締役会決議に基づき、株式を消却したことによる減少	100株
---------------------------------------	------

B種優先株式の減少数の内訳は、次のとおりであります。

2022年6月6日開催の取締役会決議に基づき、株式を消却したことによる減少	50株
---------------------------------------	-----

2 自己株式の種類及び株式に関する事項

	当連結会計年度 期首株式数(株)	当中間連結会計期間 増加株式数(株)	当中間連結会計期間 減少株式数(株)	当中間連結会計期間末 株式数(株)
普通株式	—	—	—	—
A種優先株式	—	100	100	—
B種優先株式	—	50	50	—
合計	—	150	150	—

(変動事由の概要)

株式増加数の内訳は、次のとおりであります。

2022年6月6日開催の取締役会決議に基づき、A種優先株式、B種優先株式のすべてを自己株式に引き換えたことによる増加	150株
--	------

株式減少数の内訳は、次のとおりであります。

2022年6月6日開催の取締役会決議に基づき、A種優先株式、B種優先株式のすべての自己株式を消却したことによる減少	150株
---	------

3 新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

4 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり配当額 (円)	基準日	効力発生日
2022年6月23日 定時株主総会	普通株式	3,600	9,000	2022年3月31日	2022年6月24日
	A種優先株式	900	9,000		
	B種優先株式	450	9,000		



(2) 基準日が当中間連結会計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当中間連結会計期間の末日後となるもの

該当事項はありません。

当中間連結会計期間(自 2023年4月1日 至 2023年9月30日)

1 発行済株式の種類及び総数に関する事項

	当連結会計年度 期首株式数(株)	当中間連結会計期間 増加株式数(株)	当中間連結会計期間 減少株式数(株)	当中間連結会計期間末 株式数(株)
普通株式	550,000	—	—	550,000
合計	550,000	—	—	550,000

2 自己株式の種類及び株式に関する事項

該当事項はありません。

3 新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

4 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり配当額 (円)	基準日	効力発生日
2023年6月22日 定時株主総会	普通株式	4,950	9	2023年3月31日	2023年6月23日

(2) 基準日が当中間連結会計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当中間連結会計期間の末日後となるもの

該当事項はありません。

(中間連結キャッシュ・フロー計算書関係)

※1 現金及び現金同等物の中間期末残高と中間連結貸借対照表に記載されている科目の金額との関係は、次のとおりであります。

	前中間連結会計期間 (自 2022年4月1日 至 2022年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 2023年4月1日 至 2023年9月30日)
現金及び預金勘定	455,862千円	453,243千円
現金及び現金同等物	455,862千円	453,243千円

(金融商品関係)

1 金融商品の時価等に関する事項

中間連結(連結)貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

前連結会計年度(2023年3月31日)

	連結貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
(1) 長期借入金(※3)	70,842	70,445	△396
負債計	70,842	70,445	△396

(※1) 「現金及び預金」、「売掛金」、「買掛金」、「未払法人税等」については、現金であること、及び短時間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

(※2) 市場価格のない株式等の金融商品の連結貸借対照表計上額

区分	前連結会計年度 (千円)
非上場株式	10,500
関係会社株式	21,032

(※3) 1年内返済予定の長期借入金を含んでおります。

当中間連結会計期間 (2023年9月30日)

	中間連結貸借対照表 計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
(1) 長期借入金 (※3)	47,487	47,195	△291
負債計	47,487	47,195	△291

(※1) 「現金及び預金」、「売掛金」、「買掛金」、「未払法人税等」については、現金であること、及び短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

(※2) 市場価格のない株式等の金融商品の中間連結貸借対照表計上額

区分	当中間連結会計期間 (千円)
関係会社株式	21,032

(※3) 1年内返済予定の長期借入金を含んでおります。

2. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、レベル1からレベル3の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合にはそれらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価で中間連結 (連結) 貸借対照表に計上している金融商品

該当事項はありません。

(2) 時価で中間連結 (連結) 貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

前連結会計年度 (2023年3月31日)

	時価 (千円)			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
(1) 長期借入金	-	70,445	-	70,445
負債計	-	70,445	-	70,445

当中間連結会計期間 (2023年9月30日)

	時価 (千円)			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
(1) 長期借入金	-	47,195	-	47,195
負債計	-	47,195	-	47,195

(注) 1. 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

長期借入金

長期借入金の時価は、元利金の合計額と、当該債務の残存期間及び信用リスクを加味した利率を基に、割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

2. 1年内返済予定の長期借入金を含んでおります。

(資産除去債務関係)

当該資産除去債務の総額の増減

	前連結会計年度 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)	当中間連結会計期間 (自 2023年4月1日 至 2023年9月30日)
期首残高	28,735千円	28,920千円
時の経過による調整額	185千円	93千円
中間期末(期末)残高	28,920千円	29,013千円

(収益認識関係)

顧客との契約から生じる収益を分解した情報

前中間連結会計期間(自 2022年4月1日 至 2022年9月30日) (単位:千円)

	セグメント	
	システム開発事業	
ITシステム開発業務	1,384,146	
ヘルスケア支援システム業務	92,218	
顧客との契約から生じる収益	1,476,364	
外部顧客への売上高	1,476,364	

当中間連結会計期間(自 2023年4月1日 至 2023年9月30日) (単位:千円)

	セグメント	
	システム開発事業	
ITシステム開発業務	1,255,314	
ヘルスケア支援システム業務	107,436	
顧客との契約から生じる収益	1,362,750	
外部顧客への売上高	1,362,750	

(注) 当社グループは、システム開発事業の単一セグメントであります。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

当社グループの事業セグメントは、システム開発事業のみの単一セグメントであるため、セグメント情報の記載を省略しております。

【関連情報】

前中間連結会計期間(自 2022年4月1日 至 2022年9月30日)

1. 製品及びサービスごとの情報

単一の製品・サービスの区分の外部顧客への売上高が中間連結損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦以外の外部顧客への売上高がないため、該当事項はありません。

(2) 有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、該当事項はありません。

### 3. 主要な顧客ごとの情報

顧客の名称又は氏名	関連するセグメント名	売上高（千円）
株式会社日立製作所	システム開発事業	269,132
株式会社日立システムズ	システム開発事業	239,191
エヌ・ティ・ティ・コムウェア株式会社	システム開発事業	164,246

当中間連結会計期間（自 2023年4月1日 至 2023年9月30日）

#### 1. 製品及びサービスごとの情報

単一の製品・サービスの区分の外部顧客への売上高が中間連結損益計算書の売上高の90%を超えるため記載を省略しております。

#### 2. 地域ごとの情報

##### (1) 売上高

本邦以外の外部顧客への売上高がないため、該当事項はありません。

##### (2) 有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、該当事項はありません。

### 3. 主要な顧客ごとの情報

顧客の名称又は氏名	関連するセグメント名	売上高（千円）
株式会社日立製作所	システム開発事業	297,956
株式会社日立システムズ	システム開発事業	253,902
エヌ・ティ・ティ・コムウェア株式会社	システム開発事業	144,540

#### 【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】

該当事項はありません。

#### 【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】

該当事項はありません。

#### 【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】

該当事項はありません。

## (1株当たり情報)

	前連結会計年度 (2023年3月31日)	当中間連結会計期間 (2023年9月30日)
1株当たり純資産額	1,471円47銭	1,460円75銭

項目	前中間連結会計期間 (自 2022年4月1日 至 2022年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 2023年4月1日 至 2023年9月30日)
1株当たり中間純利益又は 1株当たり中間純損失(△)	88円44銭	△1円72銭
(算定上の基礎)		
親会社株主に帰属する中間純利益又は 親会社株主に帰属する中間純損失(△)(千円)	48,642	△946
普通株主に帰属しない金額(千円)	-	-
普通株式に係る親会社株主に帰属する中間純利益又は 親会社株主に帰属する中間純損失(△)(千円)	48,642	△946
普通株式の期中平均株式数(株)	550,000	550,000

- (注) 1. 前中間連結会計期間の潜在株式調整後1株当たり中間純利益については、潜在株式が存在しないため記載していません。
2. 当中間連結会計期間の潜在株式調整後1株当たり中間純利益については、1株当たり中間純損失であり、また、潜在株式が存在しないため記載していません。

## (2) 【その他】

該当事項はありません。

## 第7 【外国為替相場の推移】

該当事項はありません。

## 第二部 【特別情報】

### 第1 【外部専門家の同意】

該当事項はありません。

## 独立監査人の中間監査報告書

2023年12月26日

株式会社働楽ホールディングス  
取締役会 御中

Moore みらい監査法人

東京都千代田区

指 定 社 員	公認会計士	梅澤 慶介
業務執行社員		
指 定 社 員	公認会計士	吉原 浩
業務執行社員		

### 中間監査意見

当監査法人は、株式会社東京証券取引所の特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例第128条第3項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社働楽ホールディングスの2023年4月1日から2024年3月31日までの連結会計年度の中間連結会計期間（2023年4月1日から2023年9月30日まで）に係る中間連結財務諸表、すなわち、中間連結貸借対照表、中間連結損益計算書、中間連結包括利益計算書、中間連結株主資本等変動計算書、中間連結キャッシュ・フロー計算書、中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項及びその他の注記について中間監査を行った。

当監査法人は、上記の中間連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社働楽ホールディングス及び連結子会社の2023年9月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する中間連結会計期間（2023年4月1日から2023年9月30日まで）の経営成績及びキャッシュ・フローの状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

### 中間監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準における当監査法人の責任は、「中間連結財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### 中間連結財務諸表に対する経営者並びに監査役の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間連結財務諸表の作成基準に準拠して中間連結財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間連結財務諸表を作成し有報な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。



中間連結財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき中間連結財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる中間連結財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 中間連結財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した中間監査に基づいて、全体として中間連結財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得て、中間監査報告書において独立の立場から中間連結財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、中間連結財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に従って、中間監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による中間連結財務諸表の重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応する中間監査手続を立案し、実施する。中間監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。なお、中間監査手続は、年度監査と比べて監査手続の一部が省略され、監査人の判断により、不正又は誤謬による中間連結財務諸表の重要な虚偽表示リスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要な応じて追加の監査手続が選択及び適用される。
- 中間連結財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間連結財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。
- 経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- 経営者が継続企業を前提として中間連結財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、中間監査報告書において中間連結財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間連結財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間連結財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、中間監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- 中間連結財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間連結財務諸表の作成基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間連結財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間連結財務諸表が基礎となる取引や会計事象に関して有用な情報を表示しているかどうかを評価する。
- 中間連結財務諸表に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分か

つ適切な監査証拠を入手する。監査人は、中間連結財務諸表の中間監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で中間監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役に対して、計画した中間監査の範囲とその実施時期、中間監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む中間監査上の重要な発見事項、及び中間監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上